

公益財団法人 小倉百人一首文化財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人小倉百人一首文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都市中京区烏丸通夷川上る少将井町240番地の京都商工会議所内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小倉百人一首の芸術的、文化的重要性に鑑み、小倉百人一首の調査研究・普及啓発を通じて芸術文化の振興を図る。また、小倉百人一首にかかわりの深い嵐山・嵯峨野・高雄地域における文化財及び歴史的風土の保存・活用も図ることで、ひいては我が国文化の振興発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 小倉百人一首に関する資料収集、調査研究及び展示会の企画・開催、施設の整備及び管理運営並びに小倉百人一首歌碑の整備、保存及び活用
- (2) 小倉百人一首に関する芸術・文化催事事業の実施
- (3) 嵐山・嵯峨野地域の観光・文化資源の展示・紹介並びに関係諸団体との連携・協力及び交流
- (4) 小倉百人一首に関する刊行物の発行、ホームページの作成・管理及びこの法人が実施する事業の広報活動
- (5) 小倉百人一首に関連する物品の販売及びその他の収益事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 賛助会費
- (4) 友の会会費
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業にともなう収入

(7) その他の収入

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の承認及び評議員会において議決に加わることのできる評議員3分の2以上の議決を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供し若しくは基本財産から除外することができる。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、その事業年度終了後2箇月以内に監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第12条 この法人が借入金をしようとするときは、短期借入金を除き、理事会の承認及び評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(新たな義務の負担)

第13条 前条の規定に該当するもの及び収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の承認及び評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を得なければならない

(公益目的取得財産残額の算定)

第14条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第11条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第15条 この法人に評議員10人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を

維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、次の各号のいずれかに該当するときは、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反及びその他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員には、報酬を支給しない。

2 評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 目的又は事業の変更
- (9) 評議員の選任及び解任の方法の変更
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 3 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合、又は、請求があった日から6週間（これを下回る期間を定款で定めた場合は、その期間）以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合において、請求をした評議員は、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事及び評議員の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更

- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金の借入
 - (6) 新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なもの
 - (7) この法人の目的又は事業の変更
 - (8) 評議員の選任及び解任の方法の変更
 - (9) その他の法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 法人法194条の規定により、理事長が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法人法施行規則第60条で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員の現在数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の要領及びその結果
 - (5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
 - (6) 評議員会に出席した理事、監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - (9) 法人法第194条第1項の規定により、決議があったものとみなされた場合における、決議があったとみなされた事項の内容、当該事項の提案をした者の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名及び同法第195条の規定により報告があったものとみなされた場合における、報告があったものとみなされた事項の内容、報告があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印しなければならない。

第6章 役員

(種類及び定数)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上9名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

- 3 理事長、副理事長以外の理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とする。
- 4 第2項の理事長、副理事長をもって法人法上の代表理事とし、前項の専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。また、理事のいずれか1人と同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることとなってはならない。
- 4 監事には、この法人の理事及び職員が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 5 第3項の規定は、監事の選任について準用する。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表して、その業務を総理する。
- 3 理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、専務理事に事故あるとき、又は専務理事が欠けたときは、常務理事がその職務を代行する。
- 6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上開催される通常理事会に、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、法人の財産の状況及び理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、第3項に定める場合において、必要があると認めるときは、理事（招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 6 監事は、前項の規定により理事会の招集を請求した場合において、請求から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、理事会を招集することができる。

7 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、調査結果を評議員会に報告しなければならない。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第32条 理事及び監事には、報酬を支給しない。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項など重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

(1) 重要な財産の処分又は譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人(事務局長など)の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 一般財団法人の業務の適正を確保するための体制整備

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年度2回、6月と3月に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第29条第5項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集し、議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の請求があった場合は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日として、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款の定めるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法第96条の規定により、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法人法施行規則第15条で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 理事又は監事の請求を受けて招集されたもの、あるいは、理事又は監事が招集したものであるときは、その旨
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

- (7) 理事会に出席した監事の意見
 - (8) 理事会に出席した理事長以外の理事、監事の氏名
 - (9) 議長の氏名
 - (10) 法人法第96条の規定により、理事会の決議があったものとみなされた場合の、決議があったとみなされた事項の内容、提案をした理事の氏名、決議があったものとみなされた日、議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名及び、同法第98条第1項の規定により報告を要しないとされた事項の内容、報告を要しないものとされた日、議事録の作成者に係る職務を行った理事の氏名
- 2 議事録には、出席した代表理事及び監事が、署名又は記名、押印をしなければならない

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第40条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会の諮問に応じ、又は意見を具申する。
- 4 参与は、理事長が委嘱し、特別の事項を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

第9章 委員会

(委員会及び委員)

第41条 この法人は、理事会の議決を経て専門事項を調査審議するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 委員会及び委員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 賛助会員

(賛助会員)

第42条 この法人の目的に賛同し、その事業を援助するため賛助会費を納入したものを賛助会員とすることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、賛助会費及び賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 理事長は、理事会の議決を経て、事務局長を任免する。
- 4 理事長は、その他所要の職員を任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備え付け書類及び帳簿)

第49条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
- (2) 議事録
- (3) 計算書類等(各事業年度に係る貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告、監査報告、附属明細書)
- (4) 当該年度の事業計画書、収支予算書及び証拠書類
- (5) 当該年度の資金調達、設備投資の見込み書類
- (6) 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給基準
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第14章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は立石義雄とし、副理事長は内田昌一とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は奥原恒興とし、常務理事は山下徹朗とする。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第6条関係）

財産種別	場所	物量
建物及び建物附属設備（時雨殿）	京都市右京区嵯峨天龍寺 芒ノ馬場町11番地	博物館一棟 鉄骨造かわらぶき2階建 床面積㎡ 1階 675.84 2階 669.12
定期預金		2,000万円

別表2 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第6条関係）

財産種別	物量	価格
百人一首手鑑	1帖	2,182,950円
百人一首かるた（歌仙絵あり）	1組	2,362,500円
二條家五歌聖之像	1幅	680,000円
百人一首かるた霊鑑寺宮宗榮筆（色紙型かるた）	1組	380,000円
百人一首書巻	1巻	80,000円
百人一首抄	1冊	210,000円
肉筆歌留多	1組	122,111円
慶案2年資通卿家歌合・内裏歌合巻物	2巻	52,800円
木板百人一首歌留多	1組	30,000円
明治期 かるた	1組	21,700円
集古十種	1冊	12,100円
金色夜叉	1冊	2,250円